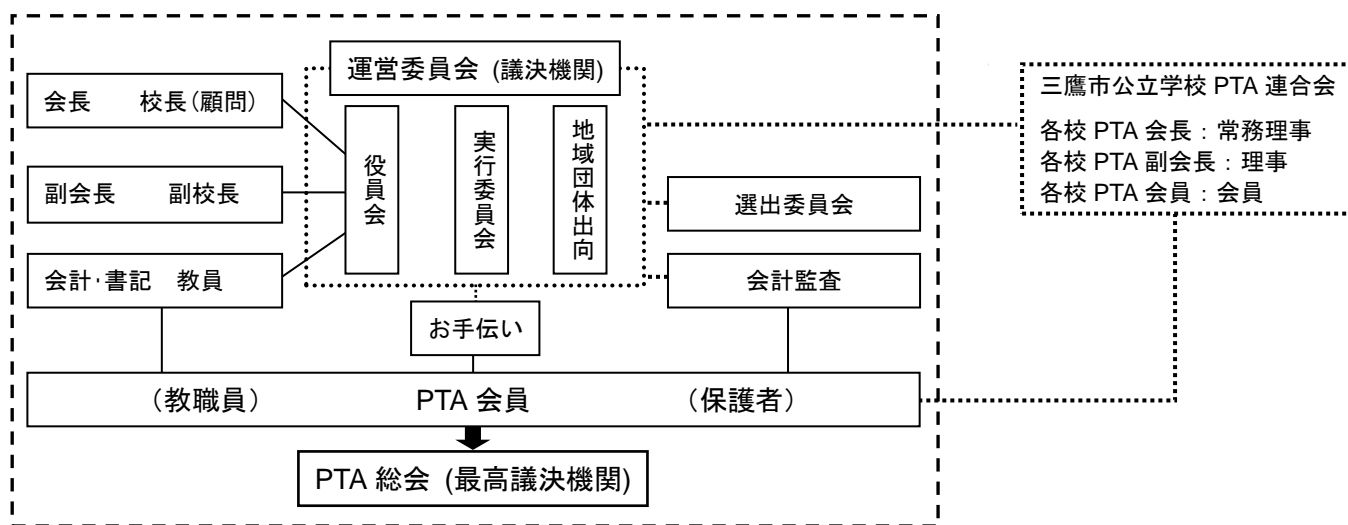


おおさわ学園三鷹市立第七中学校 令和8年度版「PTAのしおり」

「PTAのしおり」は、PTA会則に加え、現在のPTA活動をよりご理解いただけるよう、運営委員会で内容を見直しました。どうぞ、ご一読の上、今後もPTA活動にご協力ください。

1. 七中PTA組織



会 員 本校に在籍する生徒の保護者またはそれに代わる者、及び本校に勤務する教職員。

総 会 総会（紙面総会を含む）は、全会員をもって構成されるこの会の最高議決機関であり、会長の招集により定期総会（1回/年以上）の他、役員会や運営委員会が必要と認めたとき、または会員の1/10以上の要求があった場合に臨時総会が開催される。

運営委員会 必要に応じて開催（令和7年度は5回）。PTA活動に関する議案の総会に次ぐ議決機関。
各委員会の連絡事項・活動報告・議題について話し合う。

役員会 原則隔月。また、必要に応じて開催。PTA活動を円滑に進めるため、とりまとめ及び他校・他団体との渉外活動。

- ① 保護者からの要望を学校や行政へ提出。
- ② 各委員会や地域団体を担当し、委員と連絡・相談・調整を行う。
- ③ 会員に向けてPTA活動の内容を「PTAだより」などで報告。
- ④ PTA会費の管理、PTA保険の手続き・管理。
- ⑤ 本校行事・PTA連合常務理事会・三校連絡会・学校行事・地域行事等への出席、他校や地域との情報交換や親睦に努める。

委員会・地域団体出向 必要に応じて会議を開く。

- ① 委員会は、必要に応じてお手伝いをお願いする。
- ② 委員会の内容は、役員会及び運営委員会に報告し、「PTAだより」などを通して会員に報告する。

選出委員会 PTA 会員から選出委員を出す。

来年度 PTA 役員選出に向けての活動、選出の会（互選会）等の開催。

お手伝い 「体育祭」「制服リサイクル」「給食試食会」「青少対通学路パトロール」「マラソン大会コース見守り」など。

2. PTA 役員・委員

役員 会長（1）、副会長（2）、書記（2）、会計（2） *教職員より 副会長（副校長）

役員外 顧問（校長）、会計監査（前年度会計 1 名、教職員 1 名）

実行委員 委員会ごとに委員長 1 名をおく。

- ・交流委員 : 交流会を年 1 回以上開催。
- ・一日家庭教育学級 : 市教委との担当者会議、開催に向けた準備、「一日家庭教育学級」開催。委員 3 名以上で開催。
- ・制服リサイクル : 年 2 回のリサイクル販売開催（体育祭 5 月、新入生制服採寸日 1 月予定）、開催に向けた回収準備。

地域団体出向委員 出向先ごとに委員長 1 名をおく。

- ・交通対大沢台地区 : 交通安全講習・大沢の里秋まつり・マラソン大会・秋／翌春交通安全週間などのお手伝い
- ・交通対羽沢地区 : 総会・大沢の里秋まつり・マラソン大会お手伝い・秋／翌春交通安全週間 などのお手伝い
- ・青少対大沢台地区 : 定例会（年 3 回）・大沢コミュニティ祭・ラジオ体操・もちつき大会（大沢台小）・大沢の里秋まつり・青少対通学路パトロール などのお手伝い
- ・青少対羽沢地区 : 定例会（年 4 回）・大沢コミュニティ祭・ラジオ体操・地区対抗ドッジボール大会とすいとんの会（羽沢小）・大沢の里秋まつり・青少対通学路パトロール などのお手伝い
- ・大沢住民協議会 : 定例会（年 10 回）・水上フェスティバル・スポーツフェスティバル などのお手伝い

【役員・委員の任期交替時期】 年度末

【役員・委員の選出方法】

- ①**役員** : 選出委員会が 1・2 年生保護者会員の中からは立候補を募り、不足の場合は抽選による選出を行う。3 年生保護者会員からは役員候補者を募らない。役員を選出は「選出の会」で互選により選出する。また、選出された役員候補者は、総会の承認を経て役員に決定する。
- ②**役員** : 役員経験者は役員の任に着いた翌年から役員を辞退出来る。
- ③**各実行委員・各地域団体出向委員** : 役員の進行にて、1 年生保護者会員からは入学式の日、2・3 年生保護者会員からは年度始めの全体保護者会にて立候補者を募り、不足の場合は抽選による選出を行い会員に報告する。
- ④**選出委員** : 選出委員経験者は選出委員の任に着いた時の生徒が在学中は役員を辞退出来る。

【役員・委員選出人数】

*** 各委員会の委員数や選出方法は、毎年見直しますが、R8年度は下記一覧の通りとします。**

PTA 活動を通しての他学年の保護者との交流も PTA 活動の目的と捉え、原則として各学年から委員を選出しますが、委員数が必要数より多いもの、各学年からの選出が困難な場合は、適宜調整します。

	役員・委員	1 年	2 年	3 年	教職員	合計
役員その他	会長	1			顧問 校長	1
	副会長	2			副校長	3
	書記	2				2
	会計	2				2
	会計監査		1		1	2
実行委員	交流委員	各学年 1 名以上			各委員会には担当の教員 がつきます	5 以上
	一日家庭教育学級	3 名以上				3 以上
	制服リサイクル	各学年 1 名以上				3 以上
地域団体出向	大沢住民協議会	各学年 1 名以上				3 以上
	青少対大沢台地区	各学年 1 名以上				3 以上
	青少対羽沢地区	各学年 1 名以上				3 以上
	交通対大沢台地区	各学年 1 名以上				3 以上

※委員の人数は上記の限りではない。都度、適宜対応

3. PTA 会費及び PTA 保険

【会費】

- ① PTA 会費は 1 世帯（家庭数）年額 1,800 円（PTA 保険料を含む）、一時納入を原則とする。
- ② 会計は単年度決算し、残金は次年度繰越金とする。
- ③ 別途積立金は、必要かつ有効な用途（周年行事・その他）が生じた場合に使う。用途は各年度の運営委員会で決定し、緊急の場合は会長・副会長と学校代表者が決定する。
- ④ 慶弔費は会員（保護者・教職員）及び生徒 香典 5,000 円、その他特別な場合は、役員で協議し運営委員会の承認を得る。

【PTA 保険】

安心して PTA 活動に参加できるよう、第七中学校 PTA 全会員が加入していただきます。

PTA 保険料は約 110 円／1 世帯を PTA 会費（1,800 円）に含めて集金。契約は「PTA 会長名」で加入し、保険の内容は以下の通り。

- ① **PTA 団体傷害保険：** PTA が主催・共催する行事参加中の不測の傷害事故を補償。

被保険者：保護者、教師、生徒、同居の親族、お手伝い

保険料：93 円／年（1 世帯あたり・家庭数）

補償内容：死亡・後遺障害 . . . 175 万円
 入院 1 日あたり（180 日限度） . . . 2,500 円
 通院 1 日あたり（90 日限度） . . . 1,500 円

- ② **PTA 賠償責任**： PTA が主催・共催する行事参加中に不測の事故が発生し、身体・財物に損害を与え、主催者側として法律上の賠償責任を負担する場合に備える補償。

被保険者：第七中学校 PTA

保険料：18 円／年（生徒 1 名あたり・生徒数）

補償内容：活動遂行に伴う賠償責任・・・対人：5,000 万円（支払限度額）／1 名

3 億円（支払限度額）／1 事故

対物：500 万円（支払限度額）／1 事故

保管物賠償責任・・・10 万円（支払限度額）／加害者 1 名

保険期間中 500 万円

（* 保険料は、生徒数や家庭数から算出するので、毎年変わります。金額は昨年度実績。）

4. 個人情報保護の基本方針

第七中学校 PTA では、円滑な PTA 活動のために、会員並びに生徒の個人情報を一部取り扱わせていただいております。平成 17 年 4 月 1 日より、個人情報保護法が全面施行されました。それを受けまして、三鷹市 PTA 連合会等でも個人情報について議論されました。第七中学校 PTA でも議論を重ねた結果、平成 30 年度より『**おおさわ学園三鷹市立第七中学校 PTA 個人情報取扱要領**』を会則と別に定めることとなりました。今後、より一層、個人情報の適正な取り扱いに務めてまいります。

また、会員の皆様におかれましても、PTA 活動上知り得た個人情報が、学外第 3 者に漏洩されることのないよう、お取り扱いには十分ご配慮ください。皆様のご理解と協力をお願い申し上げます。

<情報収集の目的と利用>

PTA 活動における連絡事務などの諸事務に利用するため、会員情報を収集し名簿情報として管理します。これらの情報は役員会が管理し、PTA 活動以外の目的に利用しません。